

■特例民法法人の皆様へ

11月30日までに移行の申請をしないと解散扱いになります。

□電子申請は11月30日23時59分終了時までには受信が完了している必要があります。

(送信に時間がかかる場合があります。余裕を持った申請をお願いします。)

□紙申請は11月30日までに行政庁に到達していなければなりません。

(11月30日の消印でも、同日に行政庁に到達していなければ解散扱いになります。)

申請は、法律上、行政庁に到達した日に成立します（到達主義）。

●電子申請の方



まずはIDとパスワードを取得することが第一歩です。取得していない場合は、早急に以下のホームページから電子申請の申込手续を行ってください。

公益法人information>申請を行う法人向け>電子申請のお申込手续

(https://www.koeki-info.go.jp/pictis_shinsei/menu.do?gamen_id=AP_D010101)

※移行期限が近づくと申請が集中し、システムに多大な負荷がかかることが予想されますので、**できるだけ早く申請をお願いいたします。**

●紙申請の方



郵送される場合は、**11月30日までに必着**となりますので御注意ください。

郵送される場合も持参される場合も、申請先の行政庁に**事前に連絡してください。**

□不明点があれば、まずは主務官庁に御連絡を!

意図せずにみなし解散となることのないよう、主務官庁や申請先の行政庁と連絡を取り合い、遺漏のないよう申請をお願いいたします。



●お困りなら、電話相談ダイヤルへ!!

内閣府では、専門相談員による予約不要の電話相談を実施しています。

(相談専用ダイヤル) 03-5403-9669

(時間) 平日10時~16時45分

※電話が混み合う場合があります。

内閣府公益認定等委員会事務局

【連絡先】

電話:03-5403-9555(代表)

【所在地・アクセス】

〒105-0001

東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル12F